

Title	中世における女性の経済活動および社会的貢献に関する覚書：北西ヨーロッパのベギンを中心に
Sub Title	Women's economic activity and social contribution in the middle ages with the emphasis on the cases of beguines in Northwestern Europe.
Author	上條, 敏子(Kamijo, Toshiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2010
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.79, No.4 (2010. 12) ,p.61(401)- 79(419)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20101200-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世における女性の経済活動および社会的貢献に関する覚書

——北西ヨーロッパのベギンを中心に——

上條 敏子

一、はじめに

現在EUの本部が置かれているベルギーとそこに隣接する北部フランス一帯は、中世においてはイタリアと並んでヨーロッパで最も都市化の進んだ先進地帯であった。この地域では、十三世紀に女性専用の集落ベギンホフが

誕生し、近代まで命脈を保った。ベルギー北部を中心とするフラマン語地域ではその多くが囲壁や水路に囲まれた都市の中の都市の相貌を保ち十三カ所が世界遺産に登録されている。これらベギンホフは、ブルージュのそれを筆頭にベルギー観光の目玉ともなっている^①ので、それが何であるかを知らないままに訪れたことのある日本人も少なくないだろう。

この女性専用集落の大きな特徴は、居住者が配偶者を

持たない单身女性であった点である。集落は、女性たち自身の手によって管理運営された点でも際立っている。

集落の長はベギンホフ長とよばれ、一名から四名程度で構成されていたが、選出は、古参の構成員や集落内委員会の長による選挙制であつて、時に五〇〇名から一〇〇〇人を超える女性たちを統括した^②。

ここに居住した女性たちこそ、半聖半俗の性格を帯びて正装時には黒やベージュの衣装をまとい、ヴェールを着用する女性单身者ベギンである。

フランス革命によりベルギー一帯が革命防衛軍に占拠された際、ベギンホフは宗教団体として存続することを否定され、諸々の福祉団体と一括されたために、ベギンホフ関連史料も福祉施設・団体関連史料と一体化され世俗の管理下に入った^③。このため、ベギンホフを福祉施設

の範疇にいれる研究者もあるが、本来のベギンは祈りと労働の生活により自活する女性たちであった。その生活は簡素を旨としたが、宗教団体としての経済力は相当なもので、時に数ヘクタールに及ぶ敷地内に専用の礼拝堂、施療院を持ち、独自の貧民救済制度聖霊ターフェルにより困窮者の援助にあたり、それぞれの運営機関は、当該地域の都市内部また周辺村落など近隣地帯に土地や家屋を所有し、所領管理まで行うこともあった⁴⁾。

その管理の実態を如実に示すのがベギンホフ関連史料の中でも膨大な量を誇る会計簿やレント帳であり、自活する女性の自立的団体としてのベギンホフの性格は、その存在により否定しようがない⁵⁾。近年、ベギンホフの修復、保存活動の機運の高まりに合わせて、それら会計簿の分析にも手がつけられ、富裕な宗教団体としてのベギンホフの性質、そこでの生活にも関心が寄せられるようになった⁶⁾。

この機運の筆頭にあるのがレウヴェン市のフロートIIベギンホフであり、このベギンホフには一三九五年から一七九一年までは途切れなく現存する聖霊ターフェルの会計簿が残されている。その記述から読み取れるのはつつましくも堅実なベギンホフの運営実態であり、そこ

に見られる簡素をむねとする生活の指針は、十三世紀半ばのベギン運動勃興時に記録されたマシューIIパリスの年代記、オイグニースのマリア(ワニのマリ)伝、十四世紀初頭に記されたヘントのベギンホフに関する回想録の記述とも矛盾するものではない⁷⁾。

ベギンについては、女性だけで集まって暮らしたことから好奇の目で見られることも多い。しかし、ベギン運動が軌道にのりはじめる以前のベギンの先駆者オイグニースのマリアが低地地方の年代記に一般庶民としては唯一、アッシジのフランチェスコと並んで没年を記載されている事実が明白に語るように、同時代の地域の人々にとってマリアは抜群の知名度を誇る聖女としての地位を確立しており、アッシジのフランチェスコと並び称されたことから突出した時代の申し子であったことがわかる。

ヨーロッパ中世の史料に親しんだ経験のある者であれば、中世の年代記の記載事項は通例天変地異や為政者の交代、戦争に限定されることは衆知であろう。そこにまじってオイグニースのマリアの名前が登場することは、彼女が富裕とはいえ一介の市民層に生まれ、しかも女性であったことと考え合わせると驚嘆に価する。元来マリ



ハントのスイント=エリザベート=ベギンホフの内部風景

アは、都市民の両親のもとに生まれ、十四才で結婚したが、夫とは兄弟のような暮らしをしながら私財を投じて困窮するライ病者の看護に当たった。それが、聖女としてあがめられたそもその発端であり、聖女としての名声には、元来身を粉にして慈善活動にあたったことが与っていた。⁽⁸⁾

ベギン共同体に関する歴史書をひもとけば、貧困化した女性の収容施設としてのベギン館像を十九世紀末にビュッヒャーらが広めて以来、ベギンの経済活動や社会的貢献は、完全に研究者の関心の外に置かれてきた。しかし、清貧を旨として自活する女性の集団としてのベギンの経済活動・社会的貢献は、このマリアの生涯からも示唆されるように、今後もっと光があてられてよい研究課題であろう。そこで本稿では、ベギンの経済活動と社会的貢献に着目してベギンと社会とのかかわりを概観し、ベギンたちの聖性の獲得における慈善の役割についても詳しくみていくことにしたい。

二、ベギンの経済活動に関するこれまでの研究と新しい知見

前述のように、ベギンの経済活動については、これま

で研究者の関心の外に置かれてきたことから、まとまった研究はほとんどないものの、職布関連の諸工程にかかわったことが既知の事項となっており、十五世紀にはケルン、ブリュッセル、リユーベックなど各地でベギンの経済活動がツンフトとの軋轢をうむまでになり、その活動に規制がかけられたことが知られている。また、ベギンの多彩な社会、経済活動を網羅的にひろった研究者としてはノイマンがおり、マインツ、シュトラスブルク、ケルンでベギンが従事していた職業を列挙している。そこには、読み書き教育、捨て子・ストリートギャングの話、救済院での病人看護、貧者、巡礼に対する奉仕、訪問による看護、死者のための祈りと通夜・葬列への参列、家事（洗濯・調理）、職布、糸紡ぎ、裁縫、ビール醸造、製粉、写本、巡礼の代行、印刷所などがあげられている¹⁰。

ほかにもベギンの経済活動については、フィリップス、オリスラーヘル、シュミット、マクドンネルに比較的まとまった記述をみいだすことができるが、病人看護のほかで四人が共通してあげているのが職布産業に関連した労働である。このことは、ベギン運動の中心となった北部ヨーロッパ地域の基幹産業が職布であったこととも矛

盾せず、ベギンが職布産業に深く関与したことは、疑いがない。

しかも、通説では、織布の初期工程と仕上げの工程を担い、都市に安価な労働力を提供したとされるベギンであるが、一四八三年にヘーレントアルスのベギンは同市の亜麻布産出量の三九、六%を製造していたことがわかっている¹¹。

従来の研究は、ややもすればベギンによる生産活動がツンフトとの競合から衝突に至るのは、まれで、その生産活動は過大評価すべきでない¹²と見なしてきたが、この数字は、そうした説明をくつがえすものだろう。また、そもそも織布の工程をベギンが担った事自体、初期中世以来女性の領分とされてきた織布が、ある時期以降、織布の工程についてはもっぱら男性に担われるようになってきたとする中世の女子労働に関する通説を裏切るものである。

ことに興味深いのが、織元であったトゥルネのデ・プレのベギン、マルガリータの例である。マルガリータは、ベギンの糸紡ぎ工四〇人を束ねる富裕な織元であったからである¹³。このほかにも、南ネーデルラント諸都市では、銀行業にも匹敵するほどの貸付をおこなっていたベギン、

遺産に複数の家屋や、中世においてはひじょうに高価であった書物を含めていたベギンなど、経済力が劣っているとは言い難いベギンの姿は各地に散見されるのである。こうした例が示唆するように、ベギンを貧しく職布産業の底辺を担うだけの存在であったと考えるのは早計である。むしろ、一人の織元に対して四〇人の糸紡ぎがいるという収奪のピラミッド構造は、一般社会でもベギン共同体でもかわることがなく、少数の富める者を一般労働者が支えていた状況は、当時に共通してみられただろう。しかし、貧しい市民の存在を持って、市民が貧し



古式由来の衣装をまとい市中に外出するベギン（ヘント）

かったという議論がなりたたないように、貧しいベギンの存在を持ってベギン一般が貧しかったということもできないのである。

実際には、銀行業を営むベギンなどがいたことを確認しながらも研究者たちがベギンは貧しかったと評しがちなのは、個々人の間の経済力の格差が十分に考慮されていないためだけではない。実際より貧しく申告することで利益のある納税関係資料をもとに貧困率を推し量っていることも理由のひとつである。実は、貧困率の調査は、不況期の対策として行われた面がつよく、好、不況の経済循環の波を考慮にいれずに、不況期の史料から、貧困率を推し量って一般化してしまうと物事が一面的にみえてしまうのである。一般には、低賃金労働の代表格として取り上げられることの多い糸紡ぎにしても、十四世紀のディーストのベギンは「敬虔な乙女は糸車に手を触れるだけで食べて行ける」と述べていたというから、好不況期を度外視して中世を一括することもできないだろう。英仏間に百年戦争が勃発した一三三七年、エドワード三世が、原毛の輸出と外国産衣料の輸入を禁止して、毛織物を国内産業とすることに力を注いだことで、その後二〇年間でイングランドの毛織物産業は驚異的な発展

を見せ、南ネーデルラントでは毛織物業にかかわる職人一般が苦境に立たされた。いうまでもなく、南ネーデルラントはそれまで、ヨーロッパにおける毛織物の輸出地帯で、イングランドはその原料である羊毛の供給者であった。その構造がこわれてゆき、イングランドの毛織物業が他国を圧倒するようになっていくのが十四世紀から十六世紀の過程なのである。「ベギンの特権」とよばれるツンフトの規制を受けない自由な製品の売買、ならびに通常の徒弟制度の免除がうとんじられ、ベギンの生産活動に規制がかけられていくのも、十五世紀以降のことであった。国際競争激化による経済環境悪化以前には、ツンフト規制が見られないことを考え合わせるなら、中世のある時期までベギンによる手工業は、おおむね許容されており、活発に行われていたと結論づけることができるだろう。

三、資産を運用するベギン

カトリクス・ド・マリキエルとアグネス・デスコーデン

これまでの考察で、ベギンの経済活動が多岐にわたったりわけ織布産業に深く関与したことが明らかになった。

ここで注目したいのが、ベギンの経済活動にいままでいう資産運用が含まれていた点である。「貧しい」とひとくくりにされがちな単身女性の顕著な例外を次に紹介することにしよう。

フランス語圏フランドル地方の一都市リールのベギン、カトリクス・ド・マリキエルは、一二八五年六月十五日付けの寄進書によれば、自身の死者ミサ費用ならびに命日に貧者に分配する喜捨の費用にあてるために八〇トゥルネポンドをクレールマリ修道院に寄進したがその費用は彼女がリール市に所有する家屋三戸からとりたてられるレントによるものとされていた¹⁸。家屋三戸は、当時の大都市の住民が貸家に居住することが一般的であったことに照らし合わせると例外的な財産である¹⁹。存命中の彼女はキャピタル・ゲインだけで悠々と暮らしていたと考えられる。

またリールからほど遠くないドウエでも十四世紀のはじめにベギン、アグネス・デスコーデンがブルージュに所有する土地から年二三〇ポンドもの収入をレントの形で得ていた¹⁸。この金額がいかに莫大であったかは、当時の遺言書で行われる遺贈や奉仕に対する謝礼の金額と較べるとはつきりする。このように高額のレント収入が得

られた背景には、当時のリールやドウエの近隣都市の資産に対するリターンの相場が年率一〇から十七パーセントと、我々から見ると羨ましいくらい高かったことがあ¹⁹⁾る。アグネスほどではないにせよ、資産のある女性がキャピタル・ゲインにより生計を立てることは比較的容易であったらう。

このように、北フランスのベギンたちがキャピタル・ゲインで暮らせるほどの資産をどのように手に入れたかだが、ひとつには地域に固有の財産権とのかかわりが推定される。この地域では、夫婦共有財産制度によって、



平服のベギン（ヘント）

結婚後手に入れた財産は夫婦の共有財産にくみいれられた。また一度結婚した女性が子供をもうけたあとで夫と死別した場合には、全財産を、結婚した後子供をもうけずに夫と死別した場合には全財産の二分の一を、相続できたことがおおきいとみられる。（残りの二分の一は直系親族のものとなった²⁰⁾）。寡婦となった女性が、相続財産をもつてベギンの共同体に加わっていた可能性が否定できないのである。またひとつには、ドウエなどでは、高貴な身分の女性が複雑な家庭環境ゆえにベギン共同体の一員としてうけいれられた例が確認でき、未婚でも相当の財産をもつて共同体に加わっていた例も皆無ではないと考えられる²¹⁾。

この問題にここでこれ以上たちいることはしないが、ここにあげたような富裕な共同体員は、自身の収入や時間をほかの共同体員を助けるために用いることも、地域への社会貢献に役立てることも容易にできたはずである。共同体の長となつて、恵まれない仲間のために尽くす、地域の人々のために尽くすなどである。そこで、つぎに、ベギンの社会的貢献活動をみることにする。

四、ベギンの社会貢献活動

ベギンの社会貢献活動としては、教育、看護の分野が名高く、地域民により記憶されている。ここでは、そのうち、病人看護と看取りを中心に、クリスチーナ・ガイドラの研究をてがかりに看護と看取り死者祭祀を中心にベギンの社会貢献をみてゆくことにしたい。²²⁾

ベギンが病める者、死にゆく者、死せる者にかかわる活動に携わった事の明らかな証拠は中世のおびただしい数の史料のなかにみいだされる。ベギンのカルチュレル、都市民やベギン自身の遺言書、説教のテクスト、聖人伝、美術作品のような多様な資料の検討を通じて、ベギンが社会のなかでもっとも脆弱な構成員の世話に密接にかかわっていたことの具体的な証拠が例示されることになる。

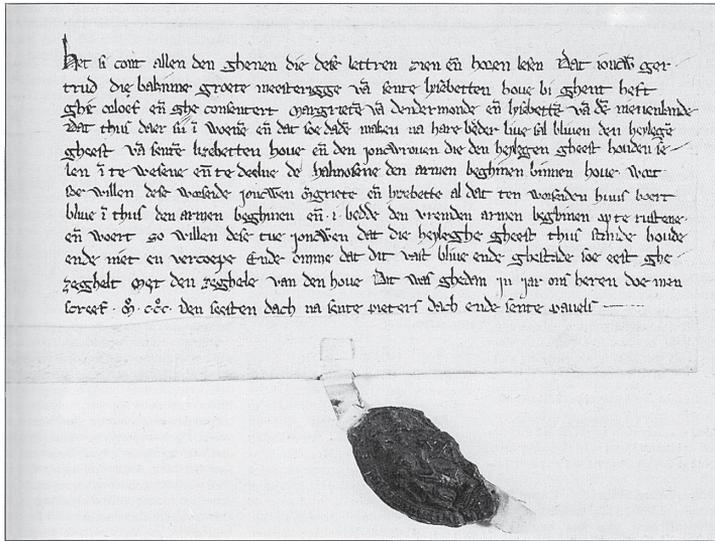
ベギンたちが瀕死の都市民を自宅に訪問し、臨終の後には死体を清め、埋葬場所まで付き添い、死者の命日には魂のための祈りをささげたことの証拠は都市民に相当の地位があつてそうした行為を依頼する遺言書を残しているのなれば、あるいは、そうした行為に対してならんらかの対価が支払われるのなれば書かれた文書に

はのこらない。ベギンの慈善にかかわるしつかりとした情報を突き止める作業は、あたかも干し草の山の中の針を探す試みのようなものである。²³⁾ またバイナムが指摘したように、女性が一般にかかわっていた行為にベギンがかかわった場合、その活動は記録に残りにくいという面もある。職布産業への従事、病人の看護、遺体を埋葬できる状態を整える、子守、糸紡ぎなどをするベギンは、同時代の観察者には強い印象をのこさず、特に書きとめるに価する何かとは映らないからである。²⁴⁾

しかし、大量にあるとも特に利用しやすいともいえない史料を組み合わせることで、ベギンが共同体成員の身体的、精神的苦痛を緩和するに当たり大きく貢献したことが明らかになる。

(一)、規約遺言書等みるベギンの慈善活動

ベギンの慈善活動を明らかにする史料として規約はあまり注目されていないが有益である。ヘントのスイント・エリザベート²⁵⁾ベギンホフの初期の規約はベギンに病人看護を義務づけていないが、ベギンホフの壁の外でのベギンの行動を規制した部分の長々しいくだりは、結婚式、キリスト降誕祭、男性と同席の上での食事を避ける



聖霊ターフェルの家屋の寄進をベギンホフ長が確認した 1300 年の文書
(ヘント、スイント=エリザベート=ベギンホフ)

ことのほかに、屋内に女性がいない場合には男性患者の看護を行わないようベギンに求めている²⁶⁾。こうした禁止条項からは、病気の市民への訪問看護がヘントのベギンたちの定番の活動であったことがうかがわれる²⁷⁾。

またブルージュのベギンホフの規約は、施物の分配や病人看護のような慈善活動を行うことを明示的に規定している。ブルージュのベギンたちは、「(病人に) やわらかいベッドを整え、適切な食事を用意し、足を洗う」という形で病人に心を配ったが、それだけではなく、病人がうつ状態になったり、絶望したりしないように義務を果たすよう指示されていた²⁸⁾。またブルージュのベギンホフの規約はベギンが通夜で遺体の守りをする間「悪ふざけをする」(軽率なふるまいをすることか) 事を禁じている²⁹⁾。

ここからはブルージュのベギンが葬送儀礼に何らかの役割を果たしていたことが推察されるが、それが具体的にどのようなものであったかは不明である。ヘントのスイント・エリザベートのベギンの場合には葬送儀礼への関与は、そうした行為についての規定の部分の文面が常に女性形であることから仲間のベギンの場合に限られるようにみうけられるが、市民の遺言書などを用いるこ

とで、他地域ではベギンが市民の葬送儀礼に参加することが慣例になっていた場合のあることが判明する³⁰。

例えば、トゥルネ住民は死を前にしてベギンに思いをさせ、彼女たちに葬列に参列してもらうことを望んだ。

一四一六年づけのある夫妻の遺言書は、二人の遺体がスイント・カタリーナ・ベギンホフの若い女性によって墓まで運ばれるようにと定めているのである。また、一四四五年づけの別の遺言書はマギーヌ・ワルキンヌが遺体を墓地に運ぶ報酬として地域のベギンホフの八人の若い女性に二〇ソリドウスを遺贈している³¹。

シュトラスブルク市では、埋葬場所まで死者に付き添い死者のために祈ることの見返りとして受け取った収益はベギンの主要な収入源であったとみなすシュミットのような研究者もある。シュミットによれば、ベギンは、ライン川流域諸都市の都市民の遺言書に頻繁に出現しており、市民は葬式で貧民に喜捨を分与する役割をベギンに課すことで、慈善の媒介者の役割をベギンにもたせていた³²。

シュミットはまた、十五世紀のアルザスの人文主義者カイザースベルクの説教を引用しているが、そこで彼は、シュトラスブルク市の市民が墓地まで死者に付き添うこ

とをせず、ベギンとその男性版のベガルドだけで葬送の行列が構成されることを許していると言つて非難している³³。この非難は、少なくともシュトラスブルク市では、ベギンが死者の埋葬に密接にかかわったことを示しているよう。

また、ツインメルンの町の名士ヨハン・ヴォルンヘアが一四九五年に瀕死の床にあつた時、死に際してミュンヘンのフランシスコ修道院の管財人のみが立ちあうことを望み、ベギンの立会いは望まないとわざわざ記していることから、これが、慣例を外れた要望であつて、通常は病気が重く瀕死の床にある時にはそうした女性たちに付き添われたことがわかる³⁴。

またドウエに関する最近の研究によれば同市では十三世紀の前半の少なくとも二通の遺言書がベギンに埋葬場所まで死者に付き添わせるよう要請している³⁵。また、ドウエの市民の中には、小規模コンヴェント型のベギン館の設立と、そこに住まう女性たちの祈りを求めた遺言書が存在する。そうした遺言者のひとりベルナル・パイレートは二つの小さなベギン用コンヴェントの設立のための遺産を残し、ベギンが毎日聖母マリア像の前で彼の魂のために祈るよう求めている。さらに、聖母の五つ

の祝日、キリスト降誕祭、復活祭、聖霊降臨祭、万聖節にはろうそくに火がともされ、聖母像の前で彼と彼の両親と何人かの名前を挙げられた寄進者の魂のために、より複雑な祈りがささげられるべきことを求めているのである。⁽³⁶⁾

この遺言書からは、ベギンたちの生活のなかに息づいていた日常的な祈りの風景がうかがわれるだけでなく、聖母マリアのとりなしをベギンが得やすいと信じられていたこともうかがわれる。また、市民が、死後におけるベギンの祈りを有益と考えたこともわかる。

ドゥエの都市文書同様興味深いのが、トゥルネの都市文書である。「トゥルネ歴史考古学会」編の遺言集には、一四〇〇年から一四九二年にかけてベギンホフの墓地に埋葬されることを望んだ五人の遺言書が含まれているが、その多くが埋葬の見返りとして多額の遺産を遺贈しているのである。そして五通の遺言書のうち三通がすでにベギンホフ墓地に眠る愛する者の傍らに葬られることを望んでおり、そのなかでもマルゲリータ・フロマージュという名前のベギンは祖母の遺体の近くに埋葬されることを希望しており、またジャンヌ・ブルゴワーズは、寡婦であったが夫ではなく父が埋葬されているベギンホフ墓

地に埋葬されることを望んでいた。以上の遺言書が示すのは、ベギンホフの墓地が好ましい埋葬場所として市民に意識されていたということである。⁽³⁷⁾

ヘントのスイント・エリザベート・ベギンホフでは、ベギンホフ墓地への一般市民の埋葬は許されていなかったが、そのカルチュレルには、遺言者の命日に寄進者の魂のために祈りが唱えられるよう指示し貨幣を遺贈した遺言書が何通か含まれている。なかでもブエルケル・ファン・クライエンワールの寡婦のマルゲリータの遺言書は、ブエルケルの命日にベギンが病人の看護に出向き、スイント・エリザベートのベギン全員がミゼレーレを唱えて追悼の記念とすることを定めている。死者の追悼、救霊のためにミサ設立を依頼することや貧者への施物を命じることはあっても、救霊を願って病人看護を義務づけた遺言書はきわめてまれであり、この遺言書はベギンによる病人看護をめぐる中世の人々の意識を探る手がかりとして注目される。この遺言書からは、少なくともベギンによる病人看護が有益な事業として市民権を得ていた事実がうかがえるだろう。また、生前寄進者自身がベギンの看護を受けていた可能性もある。⁽³⁸⁾

(二)、聖人伝にみるベギンの慈善活動

再考を要するもうひとつの史料類型はベギンに関する聖人伝史料である。十三世紀初頭にアウグステイノ修道参事会士であつてのちにアッコソ司教となるジャック・ド・ヴィトリはオイグニースのマリア伝を書いた。マリアはりエージュ司教区出身の敬虔な女性で一般に最初のベギンと考えられている。ほどなく、彼の著作にドミニコ会士のトマス・ド・カンティンプレの著作が追加されることになる。このトマスは、オイグニースのマリア伝の補遺と、初期ベギン運動にかかわつた別の二人の女性の伝記を著した。クリステイナ・ミラピリスとアイウエールのリュトガルトの二人である。最近の英語圏では聖人伝はおそらくベギン研究者が活用できる史料の中で最も頻繁に参照されている史料であるが、聖人伝だけをきりはなして、奇跡や幻視体験を追求するのでなく、ベギンホフ規約、カルチュレール、遺言書、都市文書と併せて再検討することでベギンの霊性の支柱と彼女たちの病人と死者へのかかわりの関係に関して新たな視野が開ける可能性がある。

ヨアンナ・ツイーグラは、その論稿「模倣としての現実——低地地方のベギンにおける宗教的想像力の役

割」のなかでいくつかのベギンホフ規約の言い回しがジャック・ド・ヴィトリがオイグニースのマリアの装い方、振舞い方、霊性のありかたを叙述するに際して用いた言い回しにごく近いことの強力な証拠を提示した。

ツイーグラは、マリアの生活の日常的なディテールがベギンホフ規約の起草者にひろいあげられたのではないかと考えているのである。⁽⁴⁾ 筆者は女性たちが聖人伝に自らの模範を見ていたかどうかについては懐疑的であるが、ツイーグラが言うように、規約の起草者が聖人伝にベギンが行動規範とするにふさわしい例をみていた可能性はあるだろう。

病人看護、看取り、死者の世話はマリアの伝記の目立った特徴であつて、マリア伝の数章は自らの共同体の成員のために彼女が行つた慈善行為のあれこれを叙述するのにあてられている。

以下は実際の、聖人伝の記述である。

それゆえ、あふれんばかりの神を敬う心から、彼女は可能な限り外的慈善行為に携わつた。しかしそうした慈善行為のなかで、マリアが特に傾注したのが病人に付き添い、痛悔を求める死者を看取り、埋葬に立ち会うこと

であつて、そうした場面でマリヤはしばしば天の秘密にかかわる事柄を神の啓示によつて知つたのであつた。

マリヤの徳を示すため、ヴィトリはそれから、マリヤがかつて重篤な病におちいつたアウグステイノ修道参事会士の妹の臨終の床に付き添つていた時の逸話を語つてゐる。息を引き取る間際の女性の周りに群れなす悪魔を見て、マリヤは平素のつましさを忘れ、即座に女性の傍らに駆け寄つた。これはその場にいたアウグステイノ修道参事会士たちを大いに驚かせた。マリヤは不浄な霊と戦い女性が罪を悔いる気持ちになつて地獄行きを免れるのに十分な時間を稼ぐ。この間マリヤは、女が煉獄で過ごす時間が減じるよう女の魂のために祈り続けたのである。

マリヤ伝の続く四章の逸話もおもしろい。マリヤは、女性宗教者の死の床に臨席したが、その時、聖母マリヤが死にゆく女にうちわで風を送つてゐる幻視をみた。祝福された老人の病床に付き添つていた時には、女を知らぬまま生涯を過ごした老人が煉獄を通らずに直接に天国に昇つてゆく間大勢の天使が歓喜するのに居合わせた。オイグニースのある参事会士の母親に付き添つて慰める

に当たつては、彼女が痛みから解放されるよう、自らの肉体に痛みを与えて苛んだ。医者に診せてもはかばかしくなかつた場合も含めて、マリヤのもとには治癒を願つて足の骨折やその他の疾患を抱えてやつてくる人々が多いた。

我々は、これらの逸話をマリヤの目覚ましい超自然の力の例証としてあげたのではない。これらの逸話はマリヤの日常の活動ひいては、彼女の周辺にいたベギンの日常の活動を明らかにすること大であらうと考えたので引用したのである。これらの逸話からまごう方なく浮かび上がるのは地域社会にはいつて時に私宅に赴き、病人や老人の世話をするのがマリヤの靈性の重要な要素であつた事実である。マリヤ伝の作者はマリヤの奇跡による治癒について語ることもあるが、治癒の多くは奇跡というよりはるかに実的な次元のものであつた。マリヤは病人や死にゆく者のベッドの脇に座り、慰めの言葉をかけ、食べ物や水を口に運び、病んだり怪我をしたりしたところのある身体に手をあててゐるからである。

クリスチーナ・ミラピリスはベギン運動の初期段階に関与したもう一人の女性であるが、彼女も少なくとも一度は死にゆく者を看取つてゐる。伝記によれば、ローズ

伯のルイが市の床にあつたとき、伯はクリスチーナを呼び寄せ、ほかの者たちが全員退席するよう頼んだ。それから伯はクリスチーナの足元に完全にひれ伏し、自らの罪をクリスチーナに告白した⁴⁴。煉獄での却罰を減じるのに最も効果的な祈りと伯が考えたのが彼女の祈りであつたのである。

ヘント、トゥルネ、レウヴェン、ドウエの市民は、病床にある時、ベギンに看護してもらうことを、魂のために祈ってもらうことを望み、はたまた埋葬の場所まで付き添ってもらい、あるいは、ベギンホフの墓地に埋葬されることを望んだが、やはり同じ感情に突き動かされていたのであろう⁴⁵。

ベギン運動につらなつた女性たちの伝記からは魂のゆくすえが彼女たちの心に重くのしかかつていたことがわかる。例えばクリスチーナ・ミラビリスはパンが焼かれているかまどの中に飛び込んだり、時に何日間も凍てつく水の中に首までつかつていたり、絞首台で首をつつてみたり、墓に入ったりしているが、それは、同時代人に煉獄の責め苦を実演して教訓を与え痛悔に導く目的のものであつた⁴⁶。

上に述べた聖人伝史料はまた、ベギンが周囲の人々を

いやし続け、死後はその格別効験あらたかな祈りによつて魂を静めたこと、また苦痛を和らげることに關してはまだこの地上にある者ばかりでなく煉獄にある者をも対象としたことを示唆する。例えば、ジャック・ド・ヴィトリは、苦しんでいる魂に対するマリアの共感についてしばしば述べている。マリアは「煉獄で責め苦にあつてゐるものたちに対する心からの愛情あふれる親切心にみちみちていた」。また、「自らの祈りではあきたらぬず・・・彼女はほかの人々の祈りやミサから少なからぬとりなしを得ていた」のであつた。

不思議な力を持ち幻視を見るベギンは、ごくごくまれに存在したにすぎない。しかし彼女らよりは平凡な同僚たちは、ベギンになるとはどういうことかを、彼女たちの例から多少なりとも学んだとガイドラは考えている。その証拠として、彼女が採用しているのが、ベリウオの、十三世紀のベギンに行われた説教の研究であり、それによれば、托鉢修道士は、煉獄の魂のために祈るように頻繁にベギンに勧奨していたが、托鉢修道士に言わせれば、そのことで、煉獄の魂はベギンに感謝しないではないだろうといふのであつた⁴⁷。同じくバイナムが語っている十四世紀初頭のベギンは、煉獄の魂のために俗人女性が

聖餐を供えることができ、そうすることは司祭がミサを挙げるのと同様の効力を持つと議論していたという^⑧。ベリウオやバイナムがあげている例はベギンのなかでもカリスマ性をもった聖女以外の一般のベギンにも実行可能な行為である。したがって、ベギンの聖性は常人には到底達成不可能な奇跡ではなく、日常的な慈善行為の積みかさねに由来しえたと言えよう。ガイドラがいうように、ベギンたちは各方面から死にゆく者にとつての物理的、精神的な力になることを奨励されていた。そしておそらく、女性たちはそうした激励を折に触れて肝に銘じていたのである。

マリアは修道院にこもつて暮らす修道女ではなかったが、聖女であつた。それはベギンが目標としたものである、とまでガイドラは言う^⑨。マリアはまた、死に立ち会い、あるいは他者の息絶えようとする身体の世話をすることでも共感を示したが、これもしばしばベギンがおこなつたことであつた。さまざまな史料からは、多くのベギンが社会の中で最も窮地にある人々に対する奉仕に積極的にかかわつた事実が明らかである。病者の看護と看取りを行うことでベギンは死後の世界にいたるまで他者に対するケアを継続させた。埋葬できるよう遺体を準備

すること、永眠の場所まで死者に付き添ふこと、煉獄の死者のために多くの祈りを捧げるることによつてベギンはきわめて必要度の高い援助を提供して周囲の者に希望を与えたとガイドラは結論づけている^⑩。

五、結語

ベギンに注目することで後期中世の女性の経済活動と社会的貢献に関する計り知れない洞察がえられた。さまざまな手がかりからは、女性たちが旺盛な経済活動を行い、簡素な生活をむねとしながら、ときに財力をたくわえ、そこから生じる余暇をもちいて、地域社会のもつとも窮している人々に身体的、精神的援助を与えたことが明らかになつた。

地域、共同体の規模により許された慈善の範囲の差異は、今後明らかにされるべき課題であるが、埋葬できるよう遺体を準備すること、永眠の場所まで死者に付き添ふこと、煉獄の死者のために祈りを捧げるることによつて女性たちはきわめて必要度の高い援助を提供して周囲の者に希望を与えた。近隣住民の遺言書にベギンが頻繁に現れるのも、彼女らが提供した奉仕活動が人々の目にあまり評価されていたことを示唆する。

ベギンの社会的貢献については、地域住民の間でつとに語り継がれているところであったが、ごく最近まで本格的にとりあげられることがなかった。女性たちの経済活動、社会的貢献の歴史、それは、いわば当たり前のよう存在しているが語られないものの歴史であったと言える。今後は、都市共同体に対して彼女たちが提供した精神的、物理的やささえについて歴史家はより自覚的であることが求められよう。

註

(1) 一九八八年にリエール、ディースト、トンヘーレン、コルトレイク、メッヘレン、ヘント(スイントアマンドゥスベルヒ、クライン・ベギンホフ)、ホーホストラーテン、ブルッヘ、デンデルモンデ、トゥルンハウト、スイント・トライデン、ルーヴェン(フロート・ベギンホフ)の十三カ所が世界遺産に登録された。現ベルギーの南ネーデルラントを扱った著作としては古典的な大著 E.McDonnell, *The Beguines and Beghards in Medieval Culture. With Special Emphasis on the Belgian Scene*, New Brunswick, New Jersey, 1954. L. J. M. Philippen, *De Begijnhoven, Oorsprong, geschiedenis, inrichting*, Antwerpen, 1918. 英語で書かれた最近のものとして W. Simons, *Cities of Ladies, Beguine Communities in the Medieval Low Countries, 1200-1565*,

Philadelphia, 2001. 邦語では、上條敏子『ベギン運動の展開とベギンホフの形成』刀水書房、二〇〇一年がある。

(2) 人口に関する正確な数が判明しないため概算することしかできないが、ライン川流域のケルン市、南ネーデルラントのヘントには都市単独で一〇〇〇人を超すベギンがいたといわれている。上條前掲書、五一頁。Simons, op. cit. p.60.

(3) この経緯について邦語では、上條前掲書、二二二—二二六頁。

(4) 上條前掲書、二二二—二〇一頁。

(5) これらの史料は共にベルギー王立古文書館に所蔵されている。それぞれ A.R.A.C.O.O.L.n:4052-4053, n:4042. 会計簿は、同古文書館の同シリーズの n:4018-4150. ルーヴェンのフロート・ベギンホフ関連史料についての目録としては M. Boulguignon, *Inventaire des Archives de L'Assistance publique de la ville de Louvain, Tongeren, 1933* がある。ルーヴェンのフロート・ベギンホフの聖霊ターフェルによる貧民救済については、上條前掲書、一四七—一七〇頁、ことに一六七—一七〇頁を参照。

(6) ベギンホフの会計簿を分析した研究としては、Y. Peeters, *De Tafel van de Heilige Geest van het Leuvense Groot-Begijnhof (1395-1446)*, 1969. A. Mlissen, *Een Leuvense heilighheidsintelling in de XVIIe eeuw. De infirmerie van het Groot-Begijnhof. Verhandeling aan Faculteit der wijsbegeerte en Lettern*, 1971.

(7) トシユール・パリスの年代記については、上條敏子「中世のベギン——敬虔な女たちの軌跡」『一橋研究』一五—三

- (一九九〇年) 八二―八九頁。オイクニースのマリアの伝記にこの解説と英訳は、A.B.Mulder-Baker ed. H.King and H.Feiss tr. *Mary of Oignies Mother of Salvation*, Turnhout, 2006. 46-7. M. King tr. Jacques de Vitry, *The Life of Marie d Oignies*, second edition, Toronto, 1989.
- ⑨ トントのシギンホフに関する覚書にこのほか、上條敏子「單身女性の住まい方——中世北西ヨーロッパにおけるシギンの居住及び組織形態」、『ジェンダー史叢書第八巻生活と福祉』(明石書店、二〇一〇年)、二二七―二八頁。
- (8) オイクニースのベリニア伝、Acta Sanctorum (AASS) に収録されている。AASS, 23, June, XXV, 547-72.
- (9) リトヴィンクにこのほか、G.Peters, Norddeutsches Beginen- und Begardentum im Mittelalter, *Niedersaachsisches Jahrbuch für Landessgeschichte* 41-42, 1969-1970.
- フリートマンにこのほか、G. Dos Marez, Les Bogards dans l'Industrie drapière a Bruxelles, in : *Melanges Paul Frenetrig*, Bruxelles, 1904. フレネトリグにBehaghel, *Die gewerbliche Stellung der Frau*, pp.42ff. Koch, *Geschichte der Seidengerberis in Köln vom 13.-18 Jahrhundert*, Köln, 1907.
- H.von Losch, *Die Kölner Zunftkunden nebst anderen Köhner Gewerbetunden bis zum Jahre 1500*, Bonn, 1907. vol. 2, pp.324-327, 419-420 no.651., 265-470.
- (10) 上條敏子「ヨーロッパ中世都市の女性と宗教諸施設——選択の幅と現実性」、『アジア文化研究』別冊二二(二〇〇三年)三三頁。
- (11) W. Simons, op.cit.p.86.
- (12) J.-Cl.Schmitt, *Mort d une hérésie, Eglise et les cleres face aux béguines et aux béghards du Rhin supérieur du XI^{ve} au XV^{ve} siècle*, Paris, 1978, p.49.
- (13) W.Simons, op.cit., p.86.
- (14) フルツェン、P.Galloway, 'Discreet and Devout Maidens': Women's Involvement in Beguine Communities in Northern France, 1200-1500, in: D.Watted, *Medieval Women in their Communities*, Cardiff, 1997, pp.92-115.
- (15) D. Phillips, *Beguines in Medieval Strasbourg: A Study of the Social Aspect of Beguine Life*, Stanford,1941.
- (16) Archives Municipales de Metz, collection Salis, ii 233/5 (donation, 15 June 1285).
- (17) D.Nicholas, *Medieval Flanders*, London, 1992, p.389.
- (18) AMD, GG190.
- (19) J. A.Van Houthe, *An Economic History of the Low Countries, 800-1800*, London, 1977, p.55.
- (20) M. Howell, *Women, Production and Patriarchy in Late Medieval Cities*, Chicago, 1986, P.114. R.Jacob, *Les époux, le seigneur et la cité: coutume et pratiques matrimoniales des bourgeois et paysans de France du Nord au Moyen Age*, Brussels, 1990, passim. M.Howell, 'Fixing Movables: Gifts by Testament in Late Medieval Douai', *Past and Present*, 150 (1996), pp19-20.
- (21) フルツェント公家の私生児、Jeanneton の例。ADN HCumulus, document 11943, cited in Galloway, 'Discreet and Devout Maidens', p.108.

- (22) C.Guidera, "The Role of the Beguines in Caring of the Ill, the Dying, and the Dead, in: E.E.DuBruck and B.I.Gu-sick ed., *Death and Dying in the Middle Ages*, New York, 1999.
- (23) Guidera, op.cit.,pp.51-52.
- (24) W.Bynum, *Fragmentation and Redemption:Essays on Gender and the Human Body in Medieval Religion*, New York, 1991, p.47.
- (25) ケンホフ規約ごころの基本的文献は、R.M.Quintijn, "Normen en normering van het begijnen leven: vergelijk-ende studie van de begijnenregels in de Nederlanden van XIIIe toto de XVIIIe eeuw" (Master's thesis, University of Ghent, 1984), 規約ごころの初期の議論ごころは、Philppen, *De Begijnhoven*, Antwerpen, 1918, pp.336-339.
- (26) "Ingehelycx ne gheen hussen bewaren oft siecken di-enen ende bewaren, die gheen ten house en behoort", Bé-thune, *Cartulaire du Beguinage de Saint Elizabeth à Gand*, Bruges, 1883, p.20.
- (27) Guidera, op.cit., p.53.
- (28) ブルージュの二一九〇年頃の規約。
- (29) J. E. Ziegler, *Sculpture of Compassion: The Pietà and the Beguines in the Southern Low Countries, c.1300-c.1600*, Rome, 1992, p.91.
- (30) Guidera, op.cit.,p.54.
- (31) Guidera, op.cit., p.54
- (32) J.-Cl. Schmitt, *Mort d'une hérésie: L'Église et les clercs face aux béguines et aux béghards du Rhin supérieur*, Paris, 1978, pp.46-48.
- (33) Geiler von Kaysersberg, *Postilnber die Jver Evangelii-ca*, III folio 86. Cited in Schmitt, 46 and 220, n.25.
- (34) "durant sa maladie, il ne vout avoir aupres de lui au-cune beguine, ni aucune personne de plus grande pieté", *Zimmerische Chronik*, I, Tübingen, 1881, pp.579-580. Cited in Schmitt, 150and 238 n.14.
- (35) W.Simons, "Beguinen en begarden in het middeleeuwse Dowraai." *De Franse Nederlanden/ Les Pays Bas Francais* 17 (1992), 191 and 196, n.43.
- (36) Simons,op.cit.,pp.191-192.
- (37) Guidera, op.cit., p.57.
- (38) フエルケルが定めた文面は以下のとおり。"Ende deze drie jaerhegiden semen sculdech ewwelike te doene in der maniere die hier naer ghescreven staet: dat es te ver-stane dat eene beghine es sculdech te gane int hof ende onder de zieke omme bedinghe, eende teeschene van elker beguinen eenen miserere mei Deus." Bethune, *Cartulaire*, 64-65.
- (39) 文書史料を活用した大部の著作としてはマクドネルの研究があるが、グルントマンが、文書史料には「我々が知りたいと思うことは何も書かれていない」と評した影響もあって、比較的最近まで、文書史料の活用はおおむねにされてきた。そのような潮流の中で例外といえるのは、シモンスの研究であり、英語で書かれながら、文書史料の網羅

的活用を目指したものと見て注目される。

- (40) Ziegler, op.cit. pp.118-119.
- (41) A.B.Mulder-Baker ed. *Mary of Oignies*, p.85-86.
- (42) Op.cit.,pp.87-89.
- (43) たゞね^{たが}, op.cit. p.89-90. たゞし、マリアは傷や具合の悪さなどに触れることで病气やけがをなおしており、伝記ではそれが奇跡として語られている。
- (44) Thomas de Cantimpre, *The Life of Christina Mirabilis*, tr. M. King, Toronto, 1986, p.33.
- (45) Guidera, p.63.
- (46) Thomas de Cantimpre, pp.13-14.
- (47) Guidera, p.64.
- (48) W. Bynnum, *Holy Feast and Holy Fast: The Religious Significance of Food to Medieval Women*, Berkeley, 1987, p.234.
- (49) Guidera, op.cit,p.64.
- (50) Guidera, 64-65.